

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

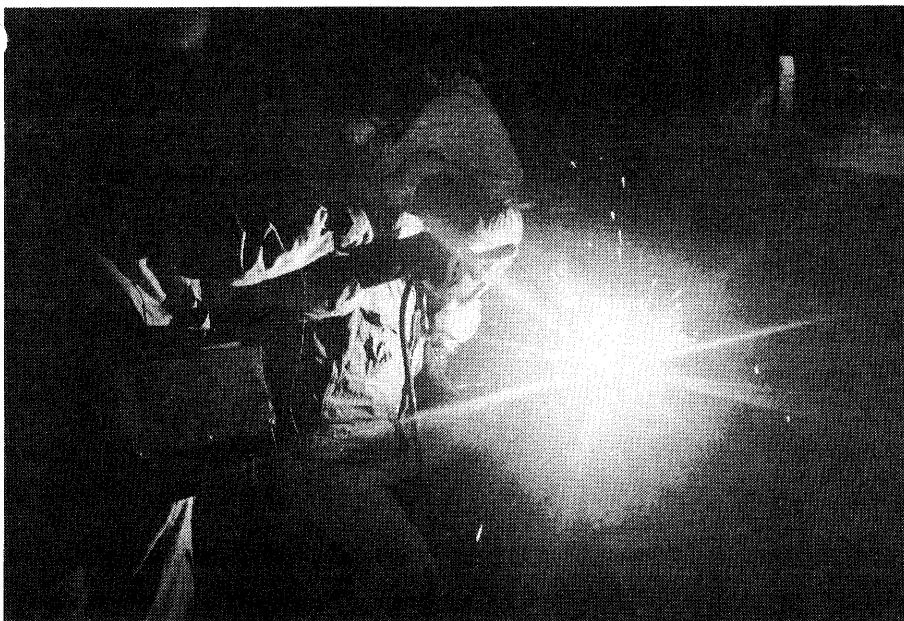
1996.9.10発行〈通巻第254号〉200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

郵便振替11座 00960-7-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 今年も放射線被曝ホットライン開設……………2
- 情報公開法制定にむけ法律案要綱づくり大詰め………4
- (資料) 情報公開法要綱案(中間報告)……………13
- 前線から(ニュース)……………21

8月の新聞記事から／23  
表紙写真／溶接作業

'96 9

# 放射線被曝ホットラインを開設

10月25日、26日（両日正午～午後8時）

06-934-1527 (関西労働者安全センター)

045-573-4289 (神奈川労災職業病センター)

昨年に引き続き放射線被曝ホットラインを開設します。今年は原子力発電所の地元などの団体・個人のみなさんにもご賛同いただき実施することになりました。

## 放射線に対する不安

「医療現場で使われている放射線や自然界的放射線に比べれば、原子力発電所の放射線は大したものではありません」。こんな言い方をしばしば聞きます。本当にそうでしょうか。私達は昨年、『被ばく労働ホットライン』を開設しました。原発で働く労働者の家族からの不安の声や、医療検査で浴びた放射線の安全性を問うなどの相談が寄せられました。

## 原発内被ばく労働

原子力発電所で働いている労働者は、放射線を浴びて仕事をしています。静岡県にある浜岡原発で働き、若くして白血病になつて死亡した、嶋橋伸之さんもその一人

です。嶋橋さんは、記録を見る限りでは法律で定められた基準に違反することなく働いて、放射線を浴びて死亡したのです。これが安全な原発の現実です。

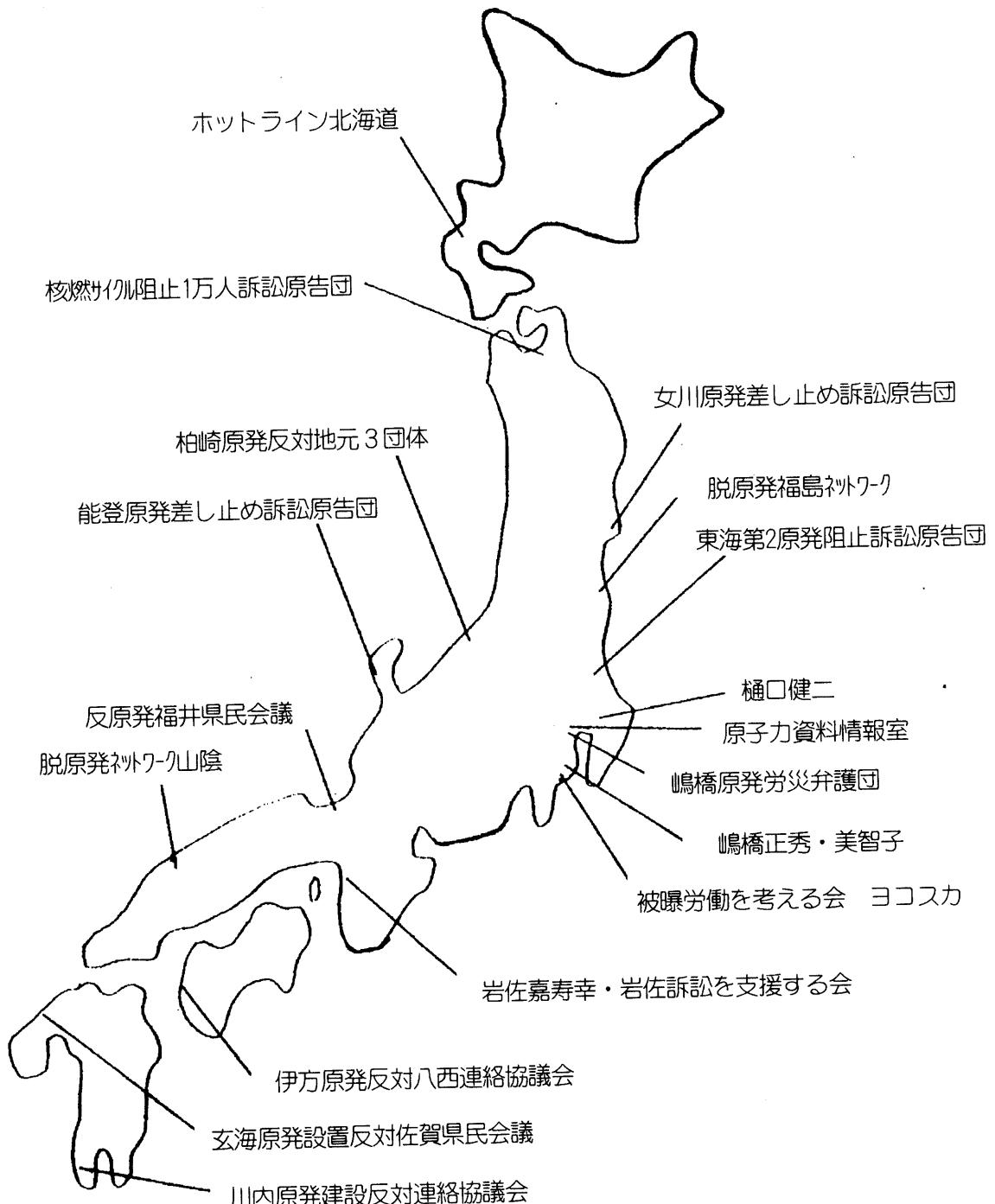
## いろいろな所の放射線

非破壊検査や医療現場では沢山の放射線が使用されています。もちろん充分な注意が払われているのですが、やはり労働者の被ばく事故はしばしば起きています。また、学校や職場で当たり前のように行なわれていた胸部レントゲン撮影も、本当に必要なのか見直されています。

## 本当に必要な正しい知識

放射線について、本当に正しい知識を身につけて、被ばくの是非を考えていきたいと思います。原発被ばくのこと、医療被ばくのこと、放射線のこと、相談をお待ちします。

ご賛同いただいた原子力発電所現地などの団体・個人



# 情報公開法制定に向け 法律案要綱づくり大詰め

行政情報公開部会が10月末に最終報告予定

## 情報公開法への期待

安全衛生や労災職業病の取り組みにとって労働行政情報は重要だ。労働行政の仕組みと働き、財政、法律を運用するに当たっての行政通達や事務連絡、内部規程、行政自身や委託による調査や研究内容、各種審議会や専門委員会の審議内容など種類は様々だが、これらがすべて公開されてはいない。公式、「非公式」のルートで入手可能な情報もあれば、我々にはどうやっても行政側がみせようとしている情報もある。できるだけ情報を公にしないというのが役所の傾向だといえる。

仮に行政担当者が見せてもいいと考えたとしても役所にとってやっかいな問題が起こったときのことを考えると見せない方が無難だ、見せても役所に得はないなどという判断が働くのだろう。「見せなければならないというきまりはない」「見せてもいいとされていない」「見るだけならいいですが、コピーは渡せません」という言葉を何度も聞いただろうか。

現在政府で審議中の情報公開法は、誰で

も行政情報を見る権利（開示請求権）があり、国は行政情報は国民に見せなければならない（開示義務）と決めるもので、制定されると行政情報が現在と比べ格段に得やすくなる可能性が大きい。実現すれば市民や労働者の行政参加の手段を大きく前進させるものになる。

地方公共団体の情報公開制度も利用価値は高いが、行政としては労働省などの国が相手になる安全センターの運動にとって国レベルの情報公開法の重要度はさらに高い。「どうせ骨抜きになるに決まっている」「法律一つつくってなにが変わるの」と斜にかまえることなく、この問題には大いに注目すべきだと考える。以下、この情報公開法制定に向けた最近の動きや制定が検討されている内容を紹介する。

## 「なくなつた資料」2週間で発見

情報公開の必要性を強烈に印象づけたのは、いうまでもない、薬害エイズ裁判だ。裁判は昨年の7月、東京に続いて大阪薬害HIV訴訟が結審し、10月6日には東京・大阪両地裁が和解勧告をおこない、今年3月末の

原告の勝利和解に向けて事態は大きく展開していった。一方、連立3党の政策合意に「薬害エイズ問題の早期解決」が位置づけられる中、今年1月23日、新任の菅直人厚生大臣が省内に厚生省の内部資料調査班を設置、裁判で被告の国・厚生省が「なくなつた」と言い続けていたエイズ研究班関係資料を「捜し」はじめた。2週間後の2月9日、内部資料が「発見」されたことが公表された。2月16日、国は原告らに直接謝罪、一方ファイルの「発見」はその後も続き、一部を除き膨大なファイルが公開されることになった。

「この資料がもっとはやく公表され、裁判に提出されていたら」と誰もが思った。1989年5月8日の提訴から6年も経過していた。この間に無念のうちに原告の多くの方が亡くなつた。繰り返されたといわれた薬害、公害の歴史はまた、行政や企業による情報隠し、証拠隠滅の歴史だったといえるのである。行政の目をおおわんばかりの秘密主義と無責任体制が明らかになるとともに一日も早い情報公開制度の確立が必要であることを示した。また、裁判ではアメリカの情報自由法を活用して入手した資料が役立ったというのだからこの点の原告団の悔しさは計り知れなかつただろう。

おりしも、民事訴訟法改正案のなかで、裁判所の行政に対する証拠提出命令について、監督官庁の判断で提出しないでよいという規程が盛り込まれていることが問題となつた。結局、この条項だけ改正案からははずすことでの法案は成立したが、行政機構の「情報公開」に対する抵抗が非常に強いこ

とを印象づけた。

こうして薬害HIV問題や民事訴訟法改正問題が推移する中で、国の情報公開法を審議してきた行政改革委員会行政情報公開部会（以下、部会）が「情報公開法要綱案」の中間報告を4月24日に公表した。いよいよ国の情報公開法制定にむけた動きが大詰めを迎えることとなったのである。

## 地方先行

表1に日本の情報公開法をめぐる動きをまとめた。1970年代末から90年前後まで国会にも何度も法案が提出されたがうまくいかなかった。先行したのは地方公共団体だった。1982年3月、山形県金山町が全国で初めて「公文書公開条例」を制定、10月には神奈川県が都道府県初の公文書公開条例を制定し翌年4月から施行された。今年公表された自治省の調査によると地方自治体における情報公開制度（条例または要綱）の成立状況は表2の通りで、都道府県では最後まで残っていた青森県、奈良県が条例を可決し、普及率は100%となった。また、市町村レベルでは全体で8.2%にとどまっている。経過に見るとおり細川連立政権以降、法制定に向けた動きが強まり今日に至っている。

## カラ接待 69%

情報公開を求め、情報公開制度を活用する市民運動によって地方自治体の情報公開制度をより開かれたものにする努力が積み重ねられてきた。食糧費や官官接待の問題

表1 日本の情報公開法をめぐる主な動き

76. 2 ロッキード事件発覚、情報公開の機運高まる  
79. 5 神奈川県が「情報公開準備委員会」を発足  
79. 9 大平首相、国会答弁で情報公開の必要性を認める  
79. 9 自由人権協会が情報公開法要綱を発表  
79. 11 自民党と新自由クラブが「4項目政策合意圧」に情報公開法制定を盛り込む  
80. 3 「情報公開法を求める市民運動」結成  
80. 5 民社党が「公文書公開法案」提出  
内閣不信任案成立のハプニング解散で廃案  
省庁の情報提供の手続きなど「改善措置」を閣議了解  
80. 10 各省庁が文書閲覧窓口を開設  
81. 4 共産党が「公文書公開法案」提出  
5 社会党が「情報公開法案」提出。他の野党4党も共同で「公文書公開法案」提出  
82. 3 山形県金山町が全国初の「公文書公開条例」制定  
10 神奈川県が都道府県初の同条例を制定  
83. 3 臨時行政調査会が答申で「公開制度の調査研究組織」の設置を求める  
84. 3 総務庁が主体となり情報公開問題研究会（局長の私的諮問機関）を開催  
85. 4 社会党が「情報公開法案」提出  
89. 10 個人情報保護法施行  
89. 11 公明党が「行政情報公開法案」提出  
90. 9 総務庁主体の情報公開問題研究会が情報公開制度の短所を強調した中間報告を提出  
91. 12 各省庁が連絡会議で行政情報の「公開基準」申し合わせ  
93. 6 参院の野党6会派が共同で「行政情報公開法案」を参議院に提出  
8 細川首相が就任後、法制化を「できる限り前向きに考える」と記者会見  
11 行政手続法成立  
94. 2 行革大綱を閣議決定。「制度化の本格的な検討を進める」と明記  
6 村山政権発足に伴う3党合意で早期の法制化を確認  
製造物責任法制定  
9 連立与党が情報公開法案の内容を2年以内に固めることで合意  
11 行政改革委員会設置法成立  
95. 3 行革委・行政情報公開部会が審議開始  
96. 1 行政情報公開部会が「検討方針」公表  
96. 4 同部会が情報公開法要綱案（中間報告）発表  
96. 10 同部会が情報公開法要綱案の最終報告をする予定

はその典型で、情報公開がいかに大切か、税金の使われ方を透明にすることがいかに重要かを示してきた。

たとえばつい最近では9月20日、宮城県は情報公開条例に基づいて請求されていた県

財政課などの食糧費支出に関する過去5年間の公文書を全面公開した。仙台市民オンブズマンの請求を認めた仙台地裁判決（7月29日）を受けたもので食糧費文書で全国で初めて接待相手名や店名などを含めて全面公開

表2 地方自治体の情報公開条例・要綱の公布状況(1996年4月4日自治省調べ)

	都道府県	特別区	市	町	村
自治体数(昨年)	47(45)	23(23)	204(169)	59(45)	3(2)
普及率(%)	100	100	30.6	3.0	0.5
3232市町村全体 での普及率(%)				8.2	

した。仙台地裁判決は「懇談相手の公務員の役職、氏名は、公開を拒否できる「個人に関する情報」にあたらない」と原則公開を命じ、県は控訴を断念していた。公開されたうち財政課文書では1993年度には「カラ接待」が69%を占めていたというから驚きた。

## 10月末に最終報告

行政改革委員会設置法が1994年11月に成立した。法の所掌事務の第2項には「行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査審議する」と書かれ、この情報公開法制定についての意見具申を今年の12月18日までに行うことが明記されている。同法施行令によって「行政情報公開部会」がおかれ、95年3月に審議を開始した。部会は今年1月までに31回開かれ、その後小委員会によって情報公開法第一次要綱案(中間報告)がまとめられ4月に公表された。部会と小委員会のメンバーを表3の通りで、情報公開に前向きなメンバーも含まれているといわれている。

部会では、中間報告と論議の主な意見や資料を公表するとともに中間報告に対するヒアリングを行った。この中で中間報告への批判が多く出された。これらをある程度ふまえ

て、現在、10月末をめどに最終報告を作成中と伝えられている。

中間報告の主な内容は、(中間報告全文は本稿末尾に掲載)

- ①何人にも行政文書の開示を請求する権利(開示請求権)を認め、行政機関の開示義務を明記。
- ②行政文書は組織としての共用文書になっているものであり、決裁、供覧を終了した文書に限らない。
- ③開示義務が免除される不開示情報を列挙し、この不開示情報についても公益上の理由があるときは行政裁量による開示を認める。
- ④不服申立ての審査を行う不服審査会を設置する。不服審査会には行政文書そのものを見て審査する権限を与える。
- ⑤最終的には不開示決定や文書不存在決定を裁判で争うことができる。

現状に比較すると大きな前進であるが、中間報告には多くの問題点が指摘されている。

## 「国民主権の理念にのつとり」

表3 行政改革委員会行政情報公開部会専門委員名簿

部会長	角田禮次郎*	元 最高裁判所判事
部会長代理	塩野宏*	成蹊大学教授
専門委員	秋山幹男*	弁護士
	今泉正隆	三和銀行常勤顧問
	尾崎護	国民金融金庫総裁
	勝見嘉美*	前 公害等調整委員会委員長
	後藤仁	元 名古屋高等裁判所長官
	小早川光郎*	神奈川県立公文書館館長
	佐藤幸治*	東京大学教授
	鈴木良男	京都大学教授
	成田頼明	旭リサーチセンター代表取締役社長
	福川伸次	横浜国立大学名誉教授
	堀部政男	電通総研代表取締役社長兼研究所長
一橋大学教授		

\* 小委員会の構成員

行政改革委員会法は村山政権下の95年11月に成立。委員会の目的や仕事については次のように決められている。

#### 行政改革委員会設置法（平成6年法律第96号）より (目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資するため、総理府に、行政改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して講ぜられる施策の実施状況を監視する。

- 一 許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進に関する事項
- 二 その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する事項

2 委員会は、行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、前2項の規定により監視し、又は調査審議した結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べる。

4 行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する前項の意見具申は、附則第1項の政令で定める日〔注：平成6年12月19日〕から2年以内に行うものとする。

情報公開法の目的は、「知る権利」を保障することでなければならない。中間報告は「知る権利」という表現は採用せず、「国民主権の理念にのっとり」というやや弱い表現にとどまっている。憲法が国民主権の原理を基礎とし、表現の自由を保障することによって「知る権利」を保障していることは学問上も確立している。国民の権利としての「知る権利」を保障するという明確な表現をすべきところだ。

情報公開先進国のアメリカ司法省のガイドブックには「情報公開法の基本的な目的は、情報を与えられた市民を確保することにある。これこそが、腐敗を監視し統治者が被治者に責任を負うよう確保するために必要な、まさに民主的社會の機能にとって不可欠のものなのである。」と述べられているという。情報公開法は民主主義にとって不可欠であることを、「知る権利」を掲げることによって明確に宣言することが重要だろう。

#### 対象は国の行政機関だが・・

情報公開法が対象とする行政機関は、  
イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関  
ロ 国家行政組織法第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関（ハ

の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く)

ハ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関のう

ち政令で定めるもの

ニ 会計検査院

とされた。

ロ、ハについて国家行政組織法をみると次のように書かれてある。

## 国家行政組織法

### 第3条（行政機関の設置、廃止、所掌事務等）

国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 府及び省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとする。ただし、委員会及び庁は、特に必要がある場合においては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会又は庁に置くことができる。

4 第二項の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

別表第一

府又は省	委員会	庁
総理府	公正取引委員会／國家公安委員会／公害等調整委員会	宮内庁／総務庁／北海道開発庁／防衛庁／経済企画庁／科学技術庁／環境庁／沖縄開発庁／国土庁／防衛施設庁
法務省	司法試験管理委員会／公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
大蔵省		国税庁
文部省		文化庁
厚生省		社会保険庁
農林水産省		食糧庁／林野庁／水産庁
通商産業省		資源エネルギー庁／特許庁／中小企業庁
運輸省	船員労働委員会	海上保安庁／海難審判庁／気象庁
郵政省		
労働省	中央労働委員会	
建設省		
自治省		消防庁
備考	防衛施設庁は、防衛庁に置かれるものとする。	

## 第8条の2(施設等機関)

第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

### 第8条の3(特別の機関)

第三条の各行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

ということなので、およそ国の機関全般である。

労働省でいえば、法の対象は内部部局、施設等機関、そして中央労働委員会となる。施設等機関は産業安全研究所、産業医学総合研究所、労働研修所がある。

### 審議会等は対象外

国家行政組織法の第8条の2のすぐ前の第8条には

### 第8条（審議会等）

第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

表4 労働省関係の審議会等  
( ) は数

雇用審議会
中央労働審議会
労働者災害補償保険審議会
中央最低賃金審議会
じん肺審議会
中小企業退職金共済審議会
勤労者財産形成審議会
婦人少年問題審議会
中央家内労働審議会
中央職業安定審議会
地方職業安定審議会(47)
地区職業安定審議会(6)
失業対策事業賃金審議会
障害者雇用審議会
中央職業能力開発審議会
労働保険審査会

と書かれている。中間報告のいう行政機関にはこれは入っていないので、行政機関におかれている各種審議会は情報公開の対象機関に入らないことになる。

したがってこれら審議会等の情報公開は、所属する行政機関がその審議会についてもっている情報の公開によってはかられることになると考えられるが、それでは不十分だろう。

労働省にも多くの審議会がおかれているが、その審議資料や議事録をわれわれ一般国民、労働者が入手することは困難だ。しかし各種の法律案要綱をはじめきわめて重要な事項が審議されている。行政機関の一部として機能しているのであるから直接情報公開法の対象とすべきものだろう。

昨年9月に各省庁が所管する審議会の会議や議事録の原則公開を閣議決定がおこなわれている。しかし、閣議決定の対象となつた192審議会の約4割にあたる81の審議会が、会議、議事録のいずれをも非公開としていることが6月の総務庁のまとめで明らかになっている。大蔵、労働、文部各省などは、大半の審議会を議事要旨の公開にとどめていた。特に労働省は大蔵省とともに、昨年10月から今年3月の調査対象期間中に会議が開かれた審議会すべてで会議、議事録を非公開としていた。

こうした審議会非公開の実態は中間報告によつては抜本的に改善されそうもない。

労働行政の影響が強すぎるという問題が

ある労働保険審査会についても対象外となる。

労働省関係の「審議会等」は表4の通り。

### **特殊法人・公益法人は対象外**

国の政策を代行している特殊法人・公益法人が対象外とされている点は大きな問題だ。国レベルには住宅金融公庫、日本輸出入銀行、日本道路公団などの公団、年金福祉事業団などの事業団、財団などの特殊法人のほか、実質上行政を代行している公益法人が数多い。これらには事務次官を頂点として多くの官僚が天下っている。高速増殖炉もんじゅで問題をおこした動力炉核燃料開発事業団もこの特殊法人の一つだ。情報公開の対象とすべきなのは誰の目にも明らかだろう。

労働省関係にも多くの特殊法人、公益法人が存在している。その問題点については、本誌前号で労働省OBの井上浩氏も指

摘されている。

代表的なのは、労働福祉事業団や雇用促進事業団だ。労働福祉事業団は労働福祉事業団法に基づいて設立、運営されており、労災保険法上の労働福祉事業などをおこなうことを業務としている。労災保険料から膨大な資金が投入されている。幹部である理事長と監事は労働大臣が任命し、理事は労働大臣の認可を受けて理事長が任命する。理事長は事務次官が天下ることに「なっている」。雇用促進事業団と雇用保険の関係も同様である。こうした労働行政そのものといえる事業団が情報公開法の対象とならないのはなんとしてもおかしい。そのほかの公益法人、財団法人で労働行政と密接に関係している団体も法の対象にしなければ、国の行政情報の公開という本旨にもとるといえるだろう。

これらの一部だが、労働省職員録（労働新聞社発行）の中で「関係事業団・特殊法人」「関係団体」「災害防止団体」として名簿が記載されている団体は次の通りだ。

#### **「関係事業団・特殊法人」**

労働福祉事業団、労働福祉事業団健康保険組合、雇用促進事業団、中小企業退職金共済事業団、日本労働研究機構、建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合

#### **「関係団体」**

日本障害者雇用促進協会、中央職業能力開発協会、(財)高齢者雇用開発協会、全国社会保険労務士会連合会、(社)全国シルバー人材センター協会、(社)日本作業環境測定協会、(財)介護労働安定センター、(社)全国労働基準関係団体連合会、(財)21世紀職業財団

#### **「災害防止団体」**

中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

## 非公開特約情報の不開示

次に問題なのは、法人等情報について公にしない約束で任意に提供された情報（非公開特約情報）を一律不開示としている点だ。たとえ、人の生命、身体や健康への危害などの保護という公益上の理由がある場合は除くと規定していても、この条項があるために実際にはまったく開示されることがなくなることが予想される。中間報告の程度の限定では、「文句があるなら不服審査へどうぞ」という行政の安易な不開示決定が予想される。この条項は削除すべきだ。

また、その情報があるのかないのか、情報の存否についての回答拒否をあまりにも無限定に認めすぎていることも問題だろう。これも行政による乱用が予想されるのでもっと限定的にすべきだ。

## 広すぎる不開示情報の範囲

中間報告では6項目の不開示情報があげられている。非公開特約情報もこの中に含まれるが、そのほかにも不開示情報の範囲が広すぎるという問題がある。個人情報について裁量による開示を認めていない点、公務員の官職、氏名の開示を一定範囲に限定しようとしている点、さらにさまざまなおそれ」とか「相当な理由」があれば不開示とできるとしている点などだ。

行政の意志形成過程の情報や行政執行上の情報について、より限定的に規定しなけ

れば、乱用されて不開示乱発の可能性があるといえるだろう。

安全センターも関わった労災保険における鍼灸治療制限問題において、労働省は、専門家の意見を聞いて「針治療は最長1年で十分」と判断する参考にしました、と言っていた。しかし、裁判になつてもその専門家の名前すら明らかにしようとしたかった。今回の情報公開法でこうした不当なことが行われなくなることを強く望むが、不開示情報の範囲が広いと期待される情報公開の実効があがらなくなるのではないか。

現在、ほとんど法律のように機能している行政通達や事務連絡などの行政内部の規定がどのように作成されているのかなど、その内容を含め、より明らかになることを今回の情報公開法の役割として大いに期待するところだが今のままでかなり危ういといえるだろう。

また実際の情報公開制度の利用にあたって手数料と複写料が問題となるが、本来はすべて無料、とってもコピ一代程度にするべきだが、中間報告では手数料も徴収している。

## ヒアリングでも批判続出

中間報告後、部会では各省庁、報道機関、有識者、市民団体からヒアリングを行っている。官庁からは総じて消極的意見が出されたようだ。労働省も「行政文書は決裁、供覧済みの文書に限定すべき」「公務員氏名の公表は行政上の決定をする公務

員などに限るべき」「率直な意見交換や意  
志決定の中立性等の支障、誤解、混乱を招  
くおそれのある情報は不開示とする点は  
(中間報告を)支持する」などと後ろ向き  
の主張をしている。

一方、報道機関や市民団体などからは中  
間報告に批判が多く出され、情報公開をよ  
り徹底する方向での修正が求められた。不  
開示情報の範囲の限定強化、非公開特約情  
報条項の削除、審議会議事録の公開、政府  
関係法人への適用、不服審査会が東京だけ  
におかれる点のは正、行政訴訟が地方でも  
提起できるようにすることなどだ。

こうしたヒアリングの結果を受けて部会  
は中間報告の修正案をまとめこれをもとに  
最終報告へむけ審議を再開している。修正  
案ではいくつかの項目について不十分なが  
らも前向きな修正が加えられたと伝えられ  
ている。

## よりよい情報公開法に

労災保険法などの再審査を行う労働保険  
審査会の審査委員には労働省官僚OBが  
入っている。事務局は労働省官僚である。  
審査会の硬直した判断の原因の一つといえ  
るのではないだろうか。情報公開法の不服  
審査会の委員は是非とも官僚OBは排除す  
べきだ。情報公開に前向きな委員を据える  
ことは、不開示の乱発を抑止することにつ  
ながる。あとにお仲間が控えているとおも  
えば「とりあえず不開示でいこう」となる  
のは目に見えているのではないか。

ともあれ関係者の努力によって情報公開  
法の実現があともうすこしというところま  
でできた今、よりよい法の実現に向けてこの  
問題に注目しみんなで声を上げていく必要  
があるといえるだろう。 (事務局)

## 情報公開法要綱案（中間報告）

平成8年4月24日

- 第1章 総則（第1・第2）
- 第2章 行政文書の開示（第3～第16）
- 第3章 不服申立て（第17～第22）
- 第4章 補則（第23～第29）

### 第1章 総則

#### 第1 目的

この法律は、国民主権の理念にのっと

り、行政文書の開示を請求する国民の権利  
につき定めることにより、行政運営の公開  
性の向上を図り、もって政府の諸活動を國  
民に説明する責務が全うされるようにする  
とともに、國民による行政の監視・参加の  
充実に資することを目的とするものとすること。

\*「國民による行政の監視・参加」と  
は、國民が行政の諸活動を注視し、行  
政機関に説明を求めまたはその説明を

聞いて行政に関する意見を形成し、行政が適正に行われることを促すために、その意見を適宜の形で表明することなどのことを意味する。

## 第2 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとすること。

① 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関  
(ハ)の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く)

ハ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関のうち政令で定めるもの

ニ 会計検査院

\*ハの機関としては、独立性、組織実体等を考慮する。

② 行政文書 行政機関の職員が職務上作成したまたは取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他政令で定めるものであって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているものをいう。

\*職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有している文書は、組織としての教養文書となっているかどうか等にかかるており、決裁、供覧等を終了した文

書に限らない。

\*一般に容易に入手できるもの、一般に利用可能な施設で閲覧できるもの、史料として公開されているものなどは、「行政文書」から除かれる。

\*行政文書の管理については、第24(行政文書の管理)を参照。

③ 開示 閲覧に供しましたは写しを交付することをいう。

## 第2章 行政文書の開示

### 第3 開示請求権

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政文書の開示を請求することができるものとすること。

### 第4 開示請求の手続き

行政文書の開示を請求しようとする者は、行政機関の長に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した書面を提出しなければならないものとすること。

\*請求手続きの詳細(住所、氏名、希望する開示の方法等を記載することなど)  
は、政令で定める。

\*行政文書の特定等は、日本語により記載するものとする。

### 第5 行政機関の開示義務

1 行政機関の長は、行政文書の開示の請求(以下「開示請求」という)があつた場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開

示請求をした者（以下「開示請求者」という）に対し、当該行政文書を開示しなければならないものとすること。

2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、行政機関の長は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでないものとすること。

## 第6 不開示情報

第5に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とすること。

- ① 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、特定の個人が識別されまたは他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法人等に関する情報に含まれる当該法人等役員の肩書及び氏名
  - ロ 公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員（一定の範囲の者）の官職及び氏名
  - ハ 行政機関により従来から公にされているものまたは公にすることが予定されているもの
- ニ 人の生命、身体、健康、財産または生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

\*ロの公務員の範囲については引き続き検

討する。

\*特定の個人が識別され得ない状態で開示することによっても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報の取扱いについては、引き続き検討する。

② 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等もしくは当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものまたは公にしないとの約束の下に任意に提供され、現に公にされていないもの。ただし、当該法人等または当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体もしくは健康への危害または財産もしくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

③ 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、通貨の安定が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認められる相当の理由がある情報。

\*「国の安全」とは、国家社会の基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

④ 開示することにより、犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる相当の理由がある情報。

⑤ 行政機関内部または行政機関相互の審議、検討または協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民に誤解を与えもしくは混乱を招くおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

⑥ 監査、検査、取り締まり、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務または事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務もしくは事業または将来の同種の事務もしくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

\*③④が「・・・おそれがあると認められる相当の理由がある情報」とし、⑤⑥が「・・・おそれがあるもの（情報）」としているのは、司法審査の程度等に相違があるとの趣旨である。

\*国会、裁判所及び地方公共団体に関する情報の取扱いについては、引き続き検討する。

## 第7 公益上の理由による開示

開示請求に係る行政文書に第6第2号から第6号までに掲げる情報が記録されている場合において、これらの規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときは、行政機関の長は、第5及び第6の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができるものとすること。

\*この規程の適用の当否に関しては、不服審査会の調査審議の対象となる。

## 第8 行政文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、または存在していないかを答えるだけで、第5及び第6の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないことができるものとすること。

## 第9 著しく大量な行政文書の開示請求

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であつて、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずることその他やむを得ない事由があるときは、請求に係る対象文書の相当な部分につき、第10に規定する決定をすれば足りるものとすること。

## 第10 開示請求に対する措置

- 1 開示請求に係る行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならないものとすること。
- 2 開示請求に係る行政文書を開示しないときは、行政機関の長は、請求拒否の決定をし、その旨、書面で、開示請求者に通知しなければならないものとすること。
- 3 第8の規定により開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないとき及び開

示請求に係る行政文書が存在しないこと  
その他の理由により請求を拒否するとき  
も、前項と同様とするものとすること。

## 第11 開示等決定の期限等

- 1 第10に規定する決定（以下「開示等決定」という）は、開示請求があつた後30日以内にしなければならないものとすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、一定の期間、これを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができない理由及び延長する期間を通知しなければならないものとすること。  
＊延長できる期間については、引き続き検討して、具体的な日数を決定する。

## 第12 事業の移送

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当な理由があるときは、関係行政機関と協議の上、事業を移送することができる。この場合においては、その旨、開示請求者に通知しなければならないものとすること。

## 第13 第三者保護のための手続き

- 1 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下

「第三者」という）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聞くことができるものとすること。

- 2 開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6第1号ニ、同第2号ただし書または第7の規定によりこれを開示しようとするときは、行政機関の長は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えるなければならないものとすること。
- 3 前2項に定める手続きがとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、行政機関の長は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申立手続きを講ずるに相当な期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知すること。

## 第14 開示の方法

行政文書の開示の方法は、政令で定めるものとすること。

＊録音テープ、ビデオテープの閲覧は視聴によること、文書は原本（支障があるときは写し）を閲覧させること、電磁的記録物の開示は印字物の交付によることができることその他媒体に応じた閲覧、写しの交付の方法を具体的に定める。

## 第15 手数料

- 1 行政文書の開示に関する手数料は、実費を勘案し、政令で定めるところによる

ものとすること。

\*利用しやすい金額にするとともに、不当に大量な行政文書の開示請求を抑制するとの観点にも留意する。

2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由のあるときは、その手数料を免除し、または減額することができるものとすること。

## 第16 権限の委任

行政機関の長は、政令で定めるところにより、この章に定める権限を当該行政機関の職員に委任することができるものとすること。

## 第3章 不服申立て

### 第17 不服申立てに関する手続き

開示請求に対する決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁または審査庁は、不服審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならないものとすること。

① 不服申立てが不適法であり、却下する場合

② 請求拒否の決定を取り消し、当該行政文書の開示の決定をする場合（当該行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合を除く）

\*不服申立てを受けた処分庁または審査庁は、できるだけ速やかに必要な調査を行い、諮問すべき場合であるかどうかを判

断し、諮問すべき場合には、遅滞なく諮問の手続きを取らなければならないものとする。

\*諮問庁は、諮問に際し、原処分決定書及び不服審査手続きで取得した不服申立書、弁明書その他の書類（開示請求に係る行政文書を除く。）等を、不服審査会に提出するものとする。

## 第18 不服審査会の設置

第17に規定する諮問に応じ不服申立てについて調査審議するための合議制の機関として、総理府に、不服審査会を置くものとすること。

## 第19 不服審査会の委員の任免等

1 不服審査会の委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとすること。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とするものとすること。

3 前項の規定に違反して秘密を漏らす行為に対する罰則を設けるものとすること。

## 第20 不服審査会の権限

1 不服審査会は、諮問をした処分庁または審査庁（以下「諮問庁」という）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審議にあたる委員をして、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分せることができる。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提出を拒

むことはできないものとすること。

2 不服審査会は、必要と認めるときは、  
諮詢庁に対し、不服審査会の指定する方  
式により処分理由の説明を求めることが  
できるものとすること。

\*「指定する方式」としては、開示請求に  
係る行政文書の様式、記載項目、記載内容  
の趣旨、請求拒否の理由を分類・整理させ  
ることなどが考えられる。

3 前2項に定めるもののほか、不服審査  
会は、事件に関し、不服申立人、諮詢庁  
及び利害関係人（以下「当事者等」とい  
う）に書類または物件の提出を求め、参  
考人に陳述を求めまたは鑑定をさせ、そ  
の他必要な調査をすることができるもの  
とすること。

\*当該不服申立てが審査請求である場合に  
は、不服審査会は、原処分の処分者その他の  
関係職員に対し、参考人として陳述を  
求めることができる。

## 第21 不服審査会における事件の取り扱い

- 当事者等は、不服審査会に対し、口頭  
で意見を陳述することを求める能够のと  
すること。
- 当事者等は、意見書その他の書類また  
は関係する物件を不服審査会に提出する  
ことができるものとすること。
- 当事者等は、不服審査会に対し、不服  
審査会に提出された書類または物件の閲  
覧を求めることができる。ただし、第2  
0 第1項に規定する行政文書について  
は、この限りでないものとすること。

\*1～3の求めに対する処分については、

不服申立てをすることができないものと  
すること。

4 不服審査会の審理は非公開とする。た  
だし、答申は公表するものとすること。

## 第22 その他の不服審査会関係規定

第18～第21に規定するもののほか、  
不服審査会の組織（委員の人数、事務局の  
組織等）、委員の任免及び服務、事件の取  
り扱い等について、所要の規定を設けるも  
のとすること。

\*行政不服審査手続と不服審査会における  
審理手続との間における行政不服審査法  
の適用関係については、不服申立人、利  
害関係人と諮詢庁との間で行政不服審査  
法所定の手續が一貫して適用され、これ  
に不服審査会における審理手續が別途付  
加されることを前提としつつ、行政不服  
審査法の適用関係の調整の要否につい  
て、引き続き検討する。

\*口頭意見陳述を求めるものの便宜のため  
の措置についても、「事件の取扱い等」  
の一部として引き続き検討する。

\*この章の規定事項は、法律、政令、不服  
審査会運営規則で規定することとなる。

## 第4章 補則

### 第23 利便の提供・運用状況の公表

- 政府は、この法律の円滑な運用を確保  
するため、総合的な案内窓口の整備、資  
料の提供その他開示請求をしようとする  
者の利便を考慮した適切な措置を講ずる  
ものとすること。

2 政府は、この法律の運用状況に関し、  
毎年度公表するものとすること。

#### **第24 行政文書の管理**

行政機関は、行政文書の管理に関する定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従った適切な管理を行うものとすること。

\*行政文書の管理について、政令で定めるべき事項、現行文書管理規程との位置付けをどうするか引き続き検討する。

\*歴史的研究の対象となる行政文書の利用のあり方については、公文書館等における保存・利用措置等も考慮しつつ、引き続き検討する。

#### **第25 総合的な情報公開の推進**

政府は、公表その他の情報の公開に関する施策の充実を図り、国民に対する総合的な情報公開の推進に努めるものとすること。

#### **第26 地方公共団体の情報公開**

地方公共団体は、この法律の趣旨にのとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとすること。

#### **第27 特殊法人の情報公開**

政府は、特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとすること。

#### **第28 関係法律との調整**

文書の公開等に関し定めている法律その他関係法律の規定との間で必要な調整を行うものとすること。

#### **第29 政令への委任**

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとすること。

# 前線から

## じん肺患者同盟が全国大会開催

京都

9月25日、全国じん肺患者同盟は京都府亀岡市で第32回全国代表者大会を開催、全国から約200人の代表者が参加した。

じん肺については、症状の重さを認定する標準X線フィルムの改訂など、現在、労働省が新規施策を打ち出している。特に現在療養中のじ

ん肺患者の相当数が合併症により療養しているが、その労災補償上の取扱いについて地域ごとに差があることなどがかねてより問題になっている。

患者同盟では、全国6000人の被災労働者が団結して労働省に絶えず要望を届ける取り組みを強めるとしている。

## 連合近畿ブロックが 安全衛生ネット開催

近畿

連合と同近畿ブロックは、9月10日、神戸市で「近畿労働安全衛生ネットワーク」を開催、近畿2府4県の地方連合から労働安全衛生活動の担当者150名が参加した。

連合では、地方ごとに労働安全衛生の活動を活性化させるため、ブロックごとのネットワークの構成を推進。今回の近畿の取り組みはその一環として行われたもの。

集会では、労働科学研究所の小木和孝氏が「アジアの労働安全衛生運動に学ぶ」と題した記念講演を行い、自主対応型の活動手法についてその利点を強調した。

すでに連合大阪では、多様な取り組みを展開し始めているが、今後さらに職場に密着した運動として広める必要があるだろう。

## 労働法規制緩和問題で講座

東南地域労災職業病問題交流会

東南

交流会では、9月9日「規制緩和と労働法改悪」をテーマに労働法共闘の中村猛氏（全港湾建設支部）を講師に招き学習会を開催した。

中村氏は、資本の戦略的な意図に貫かれた労働法の

規制緩和に反対することの重要性を強調した。

もっとも守られていないと汚名を着せられる「労働基準法」を尻目に、資本の側は国際競争の激化という経営環境の変化の中で人件

費を構造的に圧縮するための戦略をすすめている。日経連の示した「新時代の「日本の経営」」には、このことがはっきりとうたわれている。終身雇用制・年功序列賃金・企業内組合という日本型雇用システムを根本から変えて、労働力市場の流動化させ、人件費コストを「最適化」し圧縮しようと

いうのである。具体的には、労働者派遣法の改悪など実行されてきている。市場原理、競争原理が労働力市場に全面的に登場しようとしている今、人間尊重の観点から社会的な規制の重

要性を訴え、その基本としての労働法に対する「規制緩和」に断固として反対しなければならないということであった。

中村氏は、「そのためにも労働組合と組織労働者の

使命の自覚を！」と訴えた。

交流会では、今年度は労働安全衛生法の学習を積み重ねながら、あと3回の講座開催を予定している。

## 大阪入管暴行事件損害賠償裁判 原告証人尋問行われる

大 阪

1994年6月29日深夜に大阪入管管理局の収容所内で入管職員が収容中の韓国人男性2人へ集団暴行するという事件が起こった。先に強制送還された1人が韓国警察に事件を訴え、そのことが新聞にも大きく取り上げられた。また、事件が大阪弁護士会に伝えられ、まだ収容された状態で暴行を受けたけがの治療を受けていた宋宰侑（ソン・チエユ）さんに弁護士が面会を行い、宋さんは国家賠償請求訴訟を昨年の6月に起こした。

9月26日は大阪地裁にて原告、宋宰侑さんの証人尋問が行われた。宋宰侑さんは、裁判のために来日、この日主尋問が行われた後、1週間後の10月3日に反対尋問が行われる。証人尋問では、時間を追って暴行事件の様子が語られた。宋さ

んの隣室の韓国人がゴキブリをスリッパでたたいたところ、警備官に連れ出され暴行を受けている様子だったので、心配になって尋ねるとドアを蹴ったと間違われて宋さんも連れ出され、「僕が悪かった。」と言うまで殴られたというもの。なかでも、宋さんが水がほしいと訴えたとき、入管警備官はコップの水を宋さんの目の前まで持ってきていたが、警備官の問い合わせて彼が「僕は悪くない。」と言ったので、コップの水を床にあけた、との証言には唖然とさせられた。病院につれていく前にも、彼が事実をありのままに記入した用紙は破り捨てられ、自分が騒ぎを起したというような内容に書き直させられたという。宋さんはこの暴行がもとで左耳はよく聞こえなくなり、耳

鳴りがすると言う障害を負った。

以上のことが事実なら、この人間としての常識を越えたような行為が、しかも戦争まっただ中でもない現代社会の、行政の管理下で行われると言う異常に誰もが驚くであろう。入管管理局側は、制止行為であつたという主張をしているが、制止行為であれだけの重傷を負うものだろうか。

入管収容施設内での暴行事件はこれが初めてのケースではなく、東京でのイラク人男性、中国人女性のケースなどやはり損害賠償裁判を起こしているものの他、匿名でも多くの外国人が証言を行っている。中には、性交渉の強要や現金をだまし取るというようなことも証言されている。

次回反対尋問では、どのようなやりとりになるのか、とにかく宋さんは入管の管理下で重傷を負ったわけで国家として潔く責任をとってもらいたいものである。

# 8月の新聞記事から

- 8/1 転職しても退職金や企業年金が一括して支給されるペーパーリー制度の検討を中心企業退職金共済審議会はじめると労働省。
- 8/2 名神高速大津イタ-付近で大型タクシ-リ-横転爆発、乗用車に追突、運転手ら3名重軽傷。
- 8/3 滋賀県彦根市のJR東海道線河瀬駅近くの踏切り付近で保線作業をしていた谷口土建の従業員3名が新快速電車にはねられ即死。滋賀県警は現場責任者の同社土木課長ら2名を列車への注意を怠ったとして業務上過失致死の疑いで4日逮捕。
- 8/4 新潟県巻町で初めての原発住民投票があり、住民の6割が原発反対に投票。町長は用地売却せぬと表明。
- 8/6 豪の砂漠で行われた英の核小実験の後始末が90億円の計画でバト。
- 8/7 堺の0157中毒の感染源はカイロの可能性と厚生省が中間報告。
- 8/9 喫煙の結果、肺がんにかかったとして米フロリダ州の住民が損害賠償を求めていた裁判で同州ジャクソンビルの巡回裁判所の陪審は原告の訴えを認め、大手たばこ会社ブランク&ウイリアムソン社に総額75万ドルの支払いを命じる評決。
- 労働省が0157への感染を理由とする解雇は認められないとする緊急通達。
- 食糧費公開訴訟で先月、宮城県に全面公開を命じた仙台地裁判決に対して県は控訴断念。
- ミドリ十字の現旧役員らを相手取り総額240億円を請求する株主代表訴訟を個人株主2名が提訴。不買は1000病院に拡大。
- 日本原電東海第2原発で油圧系統故障によって400リットルのオイル漏れ、手動で原子炉緊急停止。
- 8/11 宮城県北部を中心に強い地震続発。
- 全国約4200の消費者金融業者が加盟する全国信用情報センター連合会管理のコム<sup>1</sup>-タから業者を装いこの6年間に85万件の個人情報が盗用されていたことが判明。
- 8/13 中国・新疆ウイグル自治区の大規模な炭田火災で日本などに支援要請。
- 8/14 厚生省が0157対策で食肉解体に新基準導入、10月実施へ。
- 8/16 危篤だった堺市の0157患者の女児が死亡。
- 8/17 労働省は来年度、安全衛生教育の国際協力として国際安全衛生センターを設置
- することにした。
- 8/18 労働省は高齢労働者のための職場環境整備に中小企業助成制度を来年度予算に盛り込む方針。3分の1までの金額が支給。
- 8/19 山形県の国道48号でトレーラーから積み荷の古紙が落下、対向車線の車を直撃2名死亡。
- 8/20 総務庁は国家公務員制度全般を見直すための新たな調査・審議機関「公務員制度調査会」の来年度設置を決めた。
- 8/21 肝臓病治療でミドリ十字の非加熱製剤を投与されHIVに感染し死亡した遺族がミドリ十字元社長を告訴、告発していた問題で大阪地検が業務上過失致死容疑で強制捜査着手。
- 8/23 米大統領はニコチンを含むタバコを「中毒性のあるトバッガ(薬物)」に指定、食品医薬品局の管理下において未成年者に対する販売や広告を厳しく規制する大統領命令を発表。未成年者の喫煙を7年間で半減させることを目指し、今後半年から2年の間に段階的に実施する。
- アイルランド沖の大西洋上で神奈川県三浦市のマグロ漁船で冷凍機が破損しもれたガソリンで船長ら5名死亡。
- 8/26 静岡県の東名高速で静岡県の東名高速で大型トレーラーが前輪パンクのはずみで分離帯乗り越え反対車線に飛び込みゴソ車など2台に衝突、炎上、積み荷の金属缶が並走する国道に落下。6名が死亡。
- 8/28 米軍基地用地強制使用代理署名訴訟で最高裁は強制使用・特別措置法は合憲として沖縄県太田知事の上告を棄却。
- 大阪市に震度7の直下型地震があそった場合、死者5900名、全半壊40%にのぼる被害予想を地域防災計画策定委員会がまとめた。
- 納沙布岬沖でツバメ貝漁船がロシア沿岸警備隊に銃撃され2名重傷。
- 輸出大企業上位9社の海外雇用35万人、国内の86%相当。
- 8/29 安部英帝京大前副学長を、非加熱製剤の血友病患者への投与によってHIVに感染、死亡させた業務上過失致死容疑で東京地検が逮捕。
- 8/30 退職後の退職年金が今春突然約3分の1に減額されたのは不当として幸福銀行の元行員12名が差額分約190万円の支払いと従来通りの支給を求め大阪地裁に提訴。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西

次職業病

9月号(通巻254号) 96年9月10日発行

(毎月一回10日発行)

## 腰痛予防に腰痛予防ベルト

# 楽腰帯らくようたい

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、

- ①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
- ③運動性と快適性



男性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	3L	ミドリ安全(株)製 宇土博医師考案
	白	ウェスト	72-80cm	80-88	88-96	96-104	104-112	
女性用	黒	サイズ	S	M	L	LL		
	白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88		

(頒価) 1本5,700円(送料別) ■色、サイズを指定して安全センターまでご注文ください。

■お知らせくださいパンフレットお送りします。TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1回1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社  
KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259